先使用権制度の円滑な活用に向けて
－戦略的なノウハウ管理のために－

特許庁総務部企画調査課

＜目次＞

１－　１．技術の戦略的な管理について
　－　２．先使用権制度とは
　－　３．先使用権制度についての議論
　－　４．ソロー封筒について
　－　５．ガイドライン（事例集）作成委員会
２－　１．特許制度・先願主義・先使用権制度
　－　２．先使用による通常実施権（条文）
　－　３．「特許出願の際現に」とは？
　－　４．「事業の準備」とは？
　－　５．「事業の準備」に関する裁判例①
　－　６．「事業の準備」に関する裁判例②
　－　７．実施形式の変更について①
　－　８．実施形式の変更について②
　－　９．実施形式の変更について③（裁判例）
　－１０．実施形式の変更について④
　－１１．「日本国内において」について
　－１２．実施行為の変更について
　－１３．下請製造について
　－１４．先使用権者の生産品を購入し販売できるか？
３－　１．先使用権の立証のための資料について
　－　２．証拠を確保する契機（タイミング）
　－　３．証拠力を高める手法　～公証制度①～
　－　４．証拠力を高める手法　～公証制度②～
　－　５．証拠力を高める手法　～公証制度③～
　－　６．証拠力を高める手法　～民間ﾀｲﾑｽﾀﾝﾌﾟｻｰﾋﾞｽ
　－　７．企業の実例①　（機械系企業）
　－　８．企業の実例②　（電気系企業）
　－　９．企業の実例③　（化学系企業）
　－１０．企業の実例④　（中小企業）
４－　１．諸外国等における先使用権制度
　－　２．諸外国等における先使用権制度（英国）
　－　３．諸外国等における先使用権制度（ドイツ）
　－　４．諸外国等における先使用権制度（フランス）
　－　５．諸外国等における先使用権制度（中国）
　－　６．諸外国等における先使用権制度（韓国）
　－　７．諸外国等における先使用権制度（台湾）

１－１．技術の戦略的な管理について

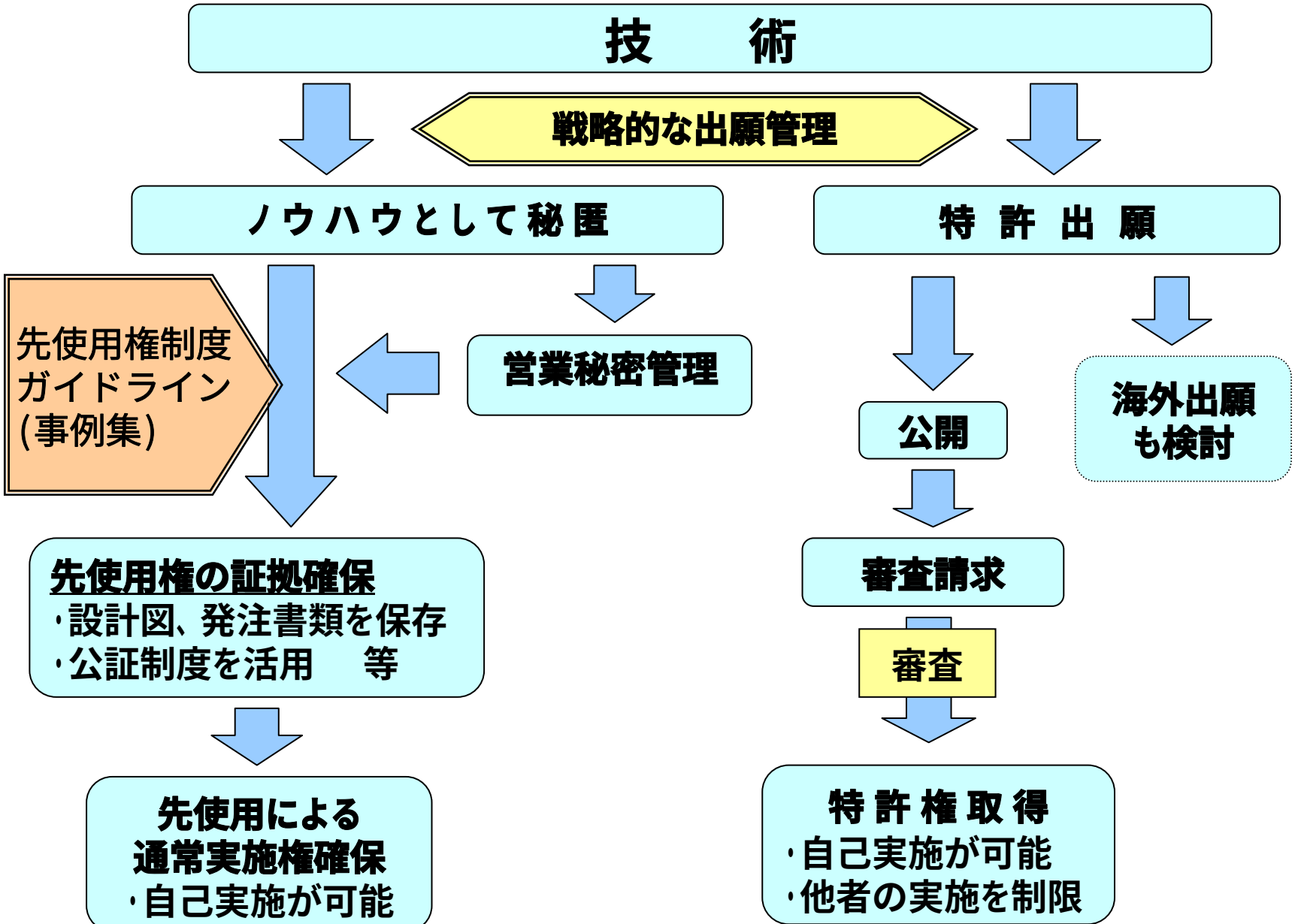

１－２．先使用権とは

先使用権とは

他者の特許出願時には、少なくとも、**発明の実施である「事業の準備」、もしくは、その「事業」をしていた者については、**公平の観点から、先願者である他者の特許権を無償で実施し、その「事業」を継続できる権利

※先願者の特許権と、その例外としての先使用権とのバランスの上に立脚。

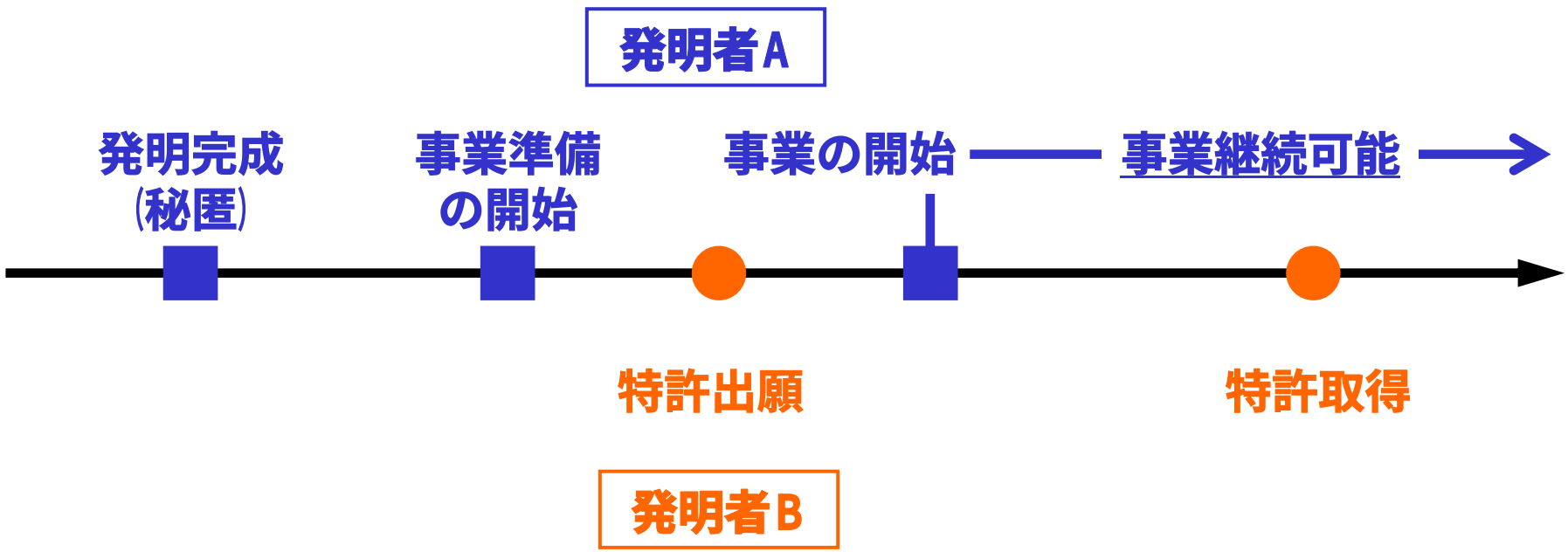

１－３．先使用権制度についての議論

＜背景＞

○「訴訟の場で先使用権を立証することが容易でない」、「先使用権制度の内容に不明確な点がある」等の指摘があった。

○一部の企業からは、先使用権の要件から、「事業」や「事業の準備」を行っていることを外すことが求められた。

平成１７年度産構審知財部会特許制度小委員会において審議

＜同委員会における結論＞

○法改正すべきでない

○特許庁が、先使用権制度に関するガイドライン（事例集）を作成すべき

・先使用権制度の明確化
・先使用権の立証手段の具体化

『先使用権制度ガイドライン（事例集）』　平成１８年６月公表

１－４．仏のソロー封筒制度について

ソロー封筒制度

○フランス、ベルギーにおいては、発明の実施である「事業」や「事業の準備」を先使用権の要件としておらず、発明を完成させたことのみをもって、その後、他者が特許権を得たとしても、当該特許権に対する通常実施権が与えられる制度が採用されている。

○「ソロー封筒」は、発明した内容を封筒に封入し、特許庁に届けることにより、その時点でその発明が存在したことを証明するための一手段となっている。

○「ソロー封筒制度」は、当該「事業」や「事業の準備」を要件としないことと、当該「ソロー封筒」のパッケージ。

産業構造審議会特許制度小委員会

「ソロー封筒制度」の導入に対する意見

○フランス、ベルギーのみが採用する特異な制度であり、国際調和に反する

○先使用権者と特許権者のバランスが大きく変更され、特許権が空洞化する

フランスのような、いわゆる「ソロー封筒制度」の導入には反対

１－５．ガイドライン（事例集）作成委員会

○委員長	中山　信弘　　東京大学法学部教授
○委員長代理	大渕　哲也　　東京大学法学部教授（元東京高等裁判所判事）
○委員	
大野　茂	（社）電子情報技術産業協会法務・知的財産総合委員会委員 （キヤノン株式会社 知的財産法務本部 理事・副本部長）
千且　和也	弁理士 日本弁理士会特許委員会委員長（弁理士会推薦）
高柳　昌生	日本製薬工業協会知的財産委員会国内部会長 （バイオインダストリー協会・日本製薬工業協会推薦） （三菱ウェルファーマー（株）理事　創薬本部　知的財産部長）
竹田　稔	弁護士（元東京高等裁判所総括判事）
田村　善之	北海道大学教授
原　　司	法務省民事局付
舟橋　定之	公証人 立川公証役場 （元東京高等裁判所判事・公証人連合会推薦）
牧野　利秋	弁護士（元東京高等裁判所総括判事）
増井　和夫	弁護士
美勢　克彦	弁護士
三原　秀子	日本知的財産協会　副理事長（知財協推薦） （（株）帝人知的財産センター　社長）
山下　和明	元東京高等裁判所 部総括判事

※　本委員会は、財団法人知的財産研究所に設置したものです。（５０音順、役職は参加当時）

２－１．特許制度・先願主義・先使用権制度

１．特許制度

特許出願を通じて発明の内容を社会に公開した者に対して、その公開の代償として、特許権という独占権を付与することによって、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

さらに、発明が公開されることで、更なる高度な発明が促され、二重投資という社会的無駄も回避できる。

２．先願主義

複数の者が独立に同一内容の発明をした場合には、先に特許出願した者（先願者）だけが、特許権を取得し得る制度で、世界の殆どの国が採用する。

３．先使用権制度

先願主義の立場を完全に徹底させると、先願者の特許出願時以前から、その発明の実施事業、もしくは実施事業の準備をしていた者についても、特許権に服することになり、公平に反する。

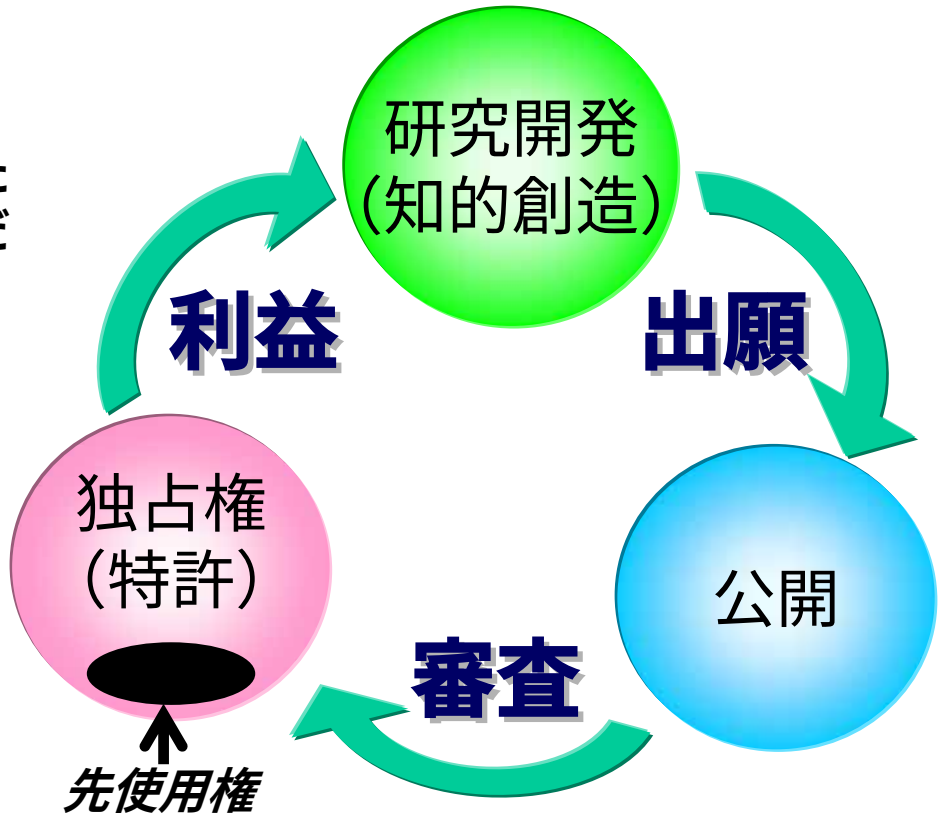

→ **先願主義の例外として先使用権が認められる**

２－２．先使用による通常実施権（条文）

特許法第七十九条　特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。

実用新案法第二十六条　‥‥第七十九条（先使用による通常実施権）‥‥の規定は、実用新案権に準用する。

意匠法第二十九条　意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際（第九条の二の規定により、又は第十七条の三第一項（第五十条第一項（第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、その意匠登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を提出した際）現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

２－３．「特許出願の際現に」とは？

他者が特許出願した瞬間に「事業」又は「事業の準備」の作業をしていたことを証明することまで求められているものではない。

<u>多くの裁判例からみると</u>
特許出願の前後を通じた研究開発の着手から事業の開始、継続までの一連の経緯についての立証資料を検討し、他者の特許出願の時に、「事業の準備」や「事業」を行っている段階にあったかを認定・評価して先使用権の成否を判断。

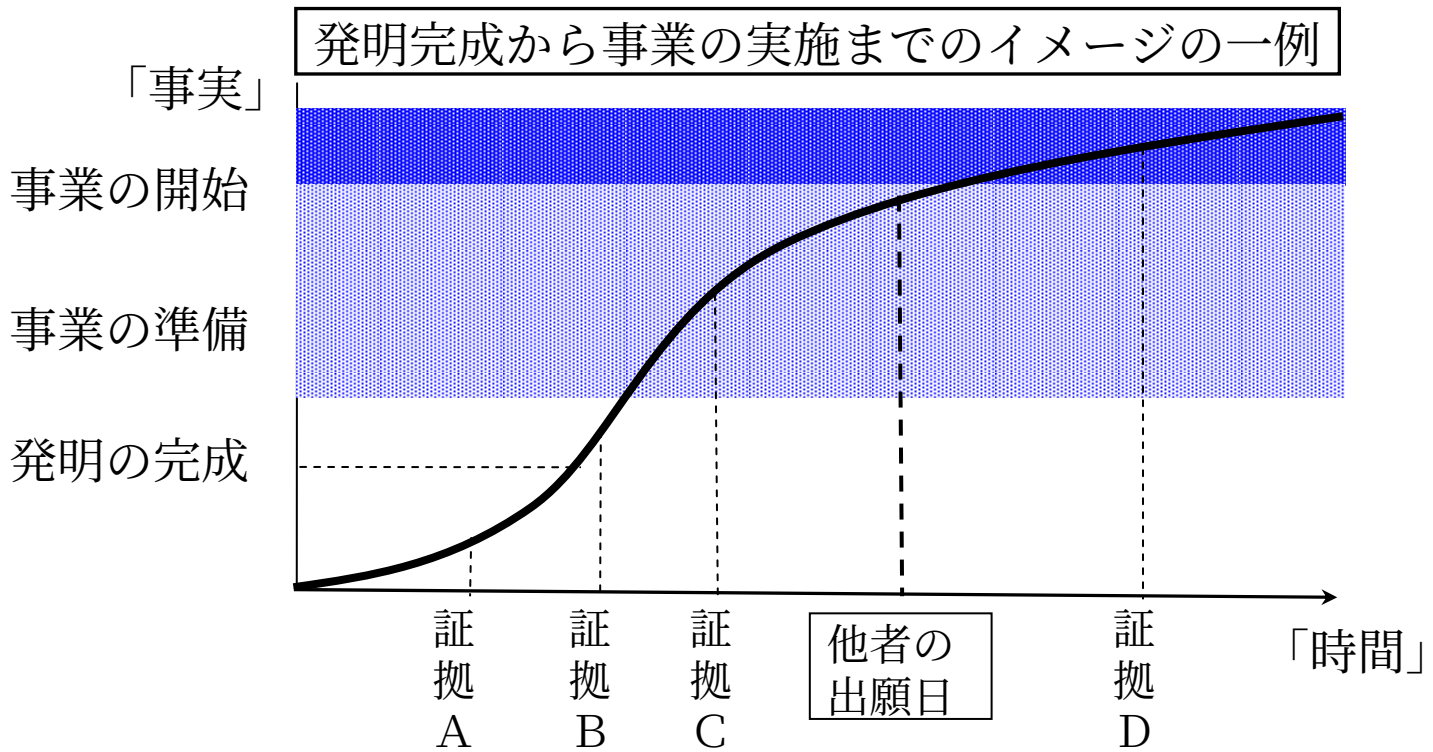

２－４．「事業の準備」とは？

ウオーキングビーム最高裁判決

○「即時実施の意図」がある
○「即時実施の意図が客観的に認識される」
} →「事業の準備」が認められる

「即時」とは？
×即時＝非常に短い時間
○時間の長さだけで必ずしも判断されるものではない。

（裁判例：ウオーキングビーム最高裁判決：昭和61年10月3日）
- 昭和41年8月31日頃　見積仕様書及び設計図の提出
- 昭和43年2月26日　他者の特許出願の優先権主張日
- 昭和46年5月　初めての製造

見積仕様書及び設計図の提出から5年近く経ってから、実際の製造があったにもかかわらず、見積仕様書及び設計図の提出の時点において、「即時実施の意図」を認めている。

これは、ウォーキングビーム式加熱炉は、引合いから受注、納品に至るまで相当の期間を要し、しかも大量生産品ではなく個別的注文を得て初めて生産にとりかかるものであり、また、先使用権者が見積仕様書及び設計図の提出後、受注に備えて、下請会社に各装置部分の見積りを依頼しており、その後も毎年、製鉄会社等からの引合いに応じて入札に参加していたなどという事実に基づいているからと考えられる。

２－５．「事業の準備」に関する裁判例①

「事業の準備」を認めた例

①試作品の完成･納入で認めた例

（東京地裁平成3年3月11日判決）

②受注生産製品における試作品の製造･販売で認めた例

（大阪地裁平成11年10月7日判決）

③基本設計や見積の修正があっても認めた例

（東京地裁平成12年4月27日判決及びその控訴審）

④金型製作の着手が即時実施の意図と、それを客観的に認識される態様、程度において表明したものと認めた例

（大阪地裁平成17年7月28日判決）

⑤生理活性タンパク質の製造法に関する発明において、医薬品製造に向けた行為により事業の準備を認めた例

（東京地裁平成18年3月22日判決）

２－６．「事業の準備」に関する裁判例②

「事業の準備」を否定した例

①改良前の試作品では準備を否定した例
（大阪地裁昭63年6月30日判決）

②研究報告書に列記された成分の一つであっただけでは準備を否定した例
（東京地裁平成11年11月4日判決）

③概略図にすぎないとして準備を否定した例
（東京高裁平成14年6月24日判決）

④医薬品の内容が未だ一義的に確定していたとはいえないとして準備を否定した例
（東京地裁平成17年2月10日判決）

２－７．実施形式の変更について①

特許法79条
先使用権の範囲＝「その実施又は準備をしている発明の範囲内」

特許出願の際現に実施している実施形式に限定されるという考え方
（実施形式限定説）

VS

現に実施している実施形式に表現された技術と発明思想上同一範疇に属する技術を包含するという考え方
（発明思想説）

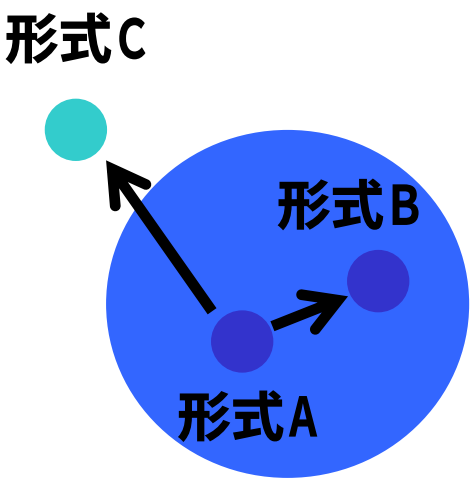

ウオーキングビーム最高裁判決
「発明思想説」を採用

先使用権の効力は、特許出願の際（優先権主張日）に先使用権者が現に実施又は準備をしていた実施形式だけでなく、**これに具現された発明と同一性を失わない範囲内**において変更した実施形式にも及ぶ

２－８．実施形式の変更について②

①実施形式に具現された発明の範囲が、特許発明の範囲と一致するときは、先使用権の効力は当該特許発明の全範囲に及ぶ。
②実施形式に具現された発明が、特許発明の一部にしか相当しないときは、先使用権の効力は特許発明の当該一部にのみ及ぶ。

（昭和61年10月3日ウォーキングビーム事件最高裁判決）

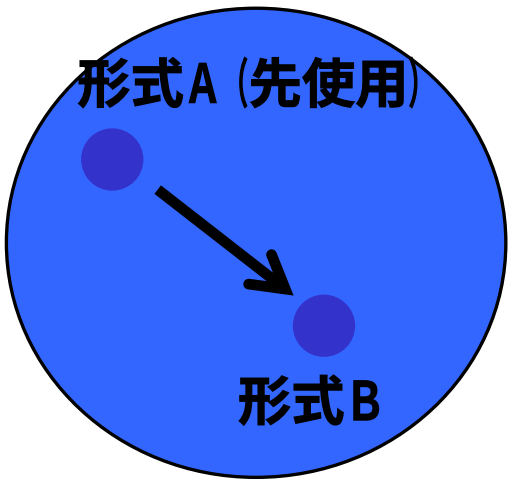

①特許発明
＝実施形式に具現された発明

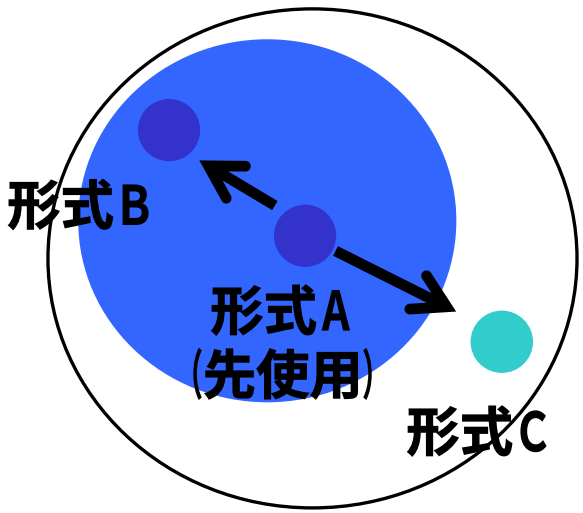

②特許発明
＞実施形式に具現された発明

２－９．実施形式の変更について③（裁判例）

発明の同一性を肯定した例

①特許請求の範囲と関係しない箇所の変更は同一性に影響を与えないとした例

（大阪地裁平成11年10月7日判決，大阪地裁平成17年7月28日判決）

②配線引出棒について準備を肯定しているが、傍論として同一性も判示した例

（大阪地裁平成7年5月30日判決）

③基礎杭構造に関して同一性を肯定した例

（東京地裁平成12年3月17日判決）

発明の同一性を否定した例

①変更点の顕著な効果等により同一性を否定した例

（大阪地裁平成14年4月25日判決）

②技術的範囲を異にしているとして同一性を否定した例

（大阪地裁平成12年12月26日判決）

２－１０．実施形式の変更について④

通常実施権が認められるのは、先使用の実施形式Aが特許請求の範囲に属している場合を本則としていると解釈される。

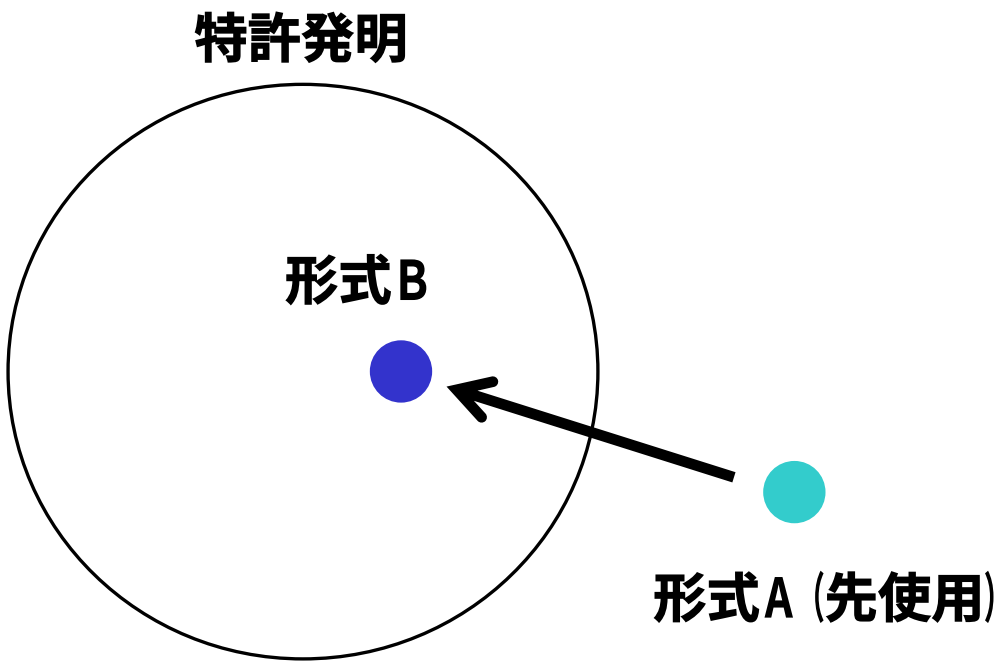

２－１１．「日本国内において」について

○日本国内において、「事業」または「事業の準備」
×海外において、「事業」または「事業の準備」

「日本国内において」事業をする必要あり

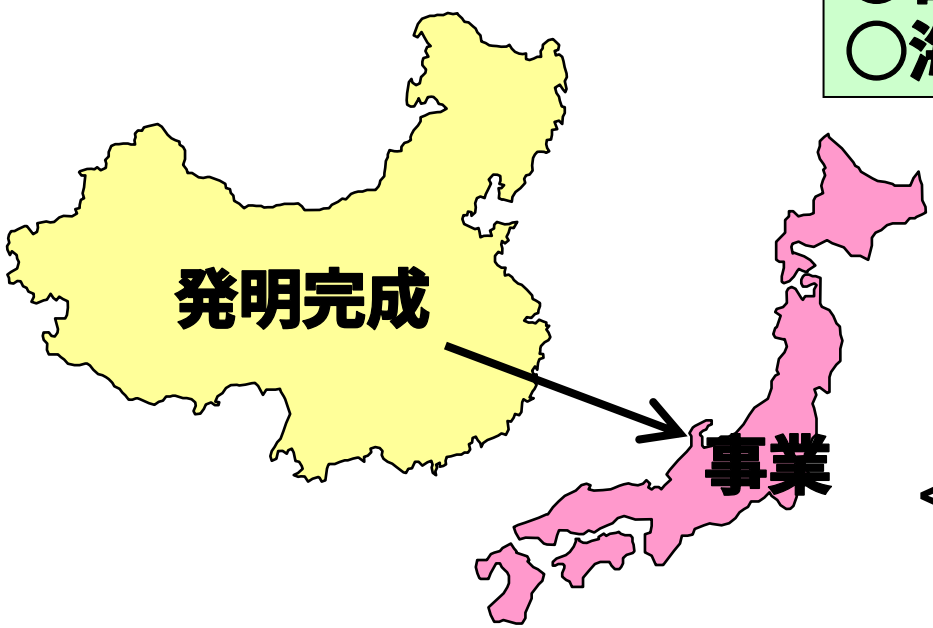

○日本国内において発明
○海外において発明

発明地は問わない

<参考>東京地裁平成15年12月26日判決
（平成15年（ワ）第7936号）

２－１２．実施行為の変更について

先使用権者は、他者の特許出願後に実施行為の変更･追加ができない

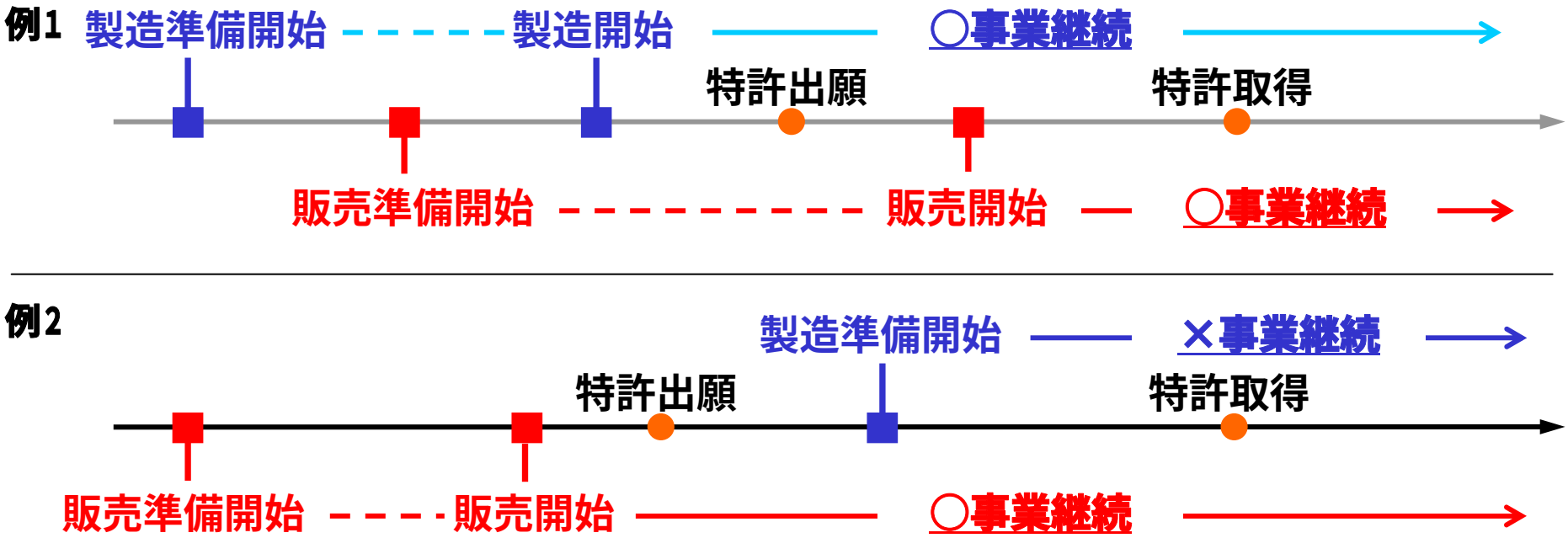

<参考>名古屋地裁平成17年4月28日判決（平成16年（ワ）第1307号）

特許法2条3項

①この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。一　物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

②方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

③物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

２－１３．下請製造について

○完全な手足である下請先の会社に先使用権はない。
○下請先の会社を完全な手足としている下請元に先使用権あり。
→下請先の変更は可能。

下請先を変更する例

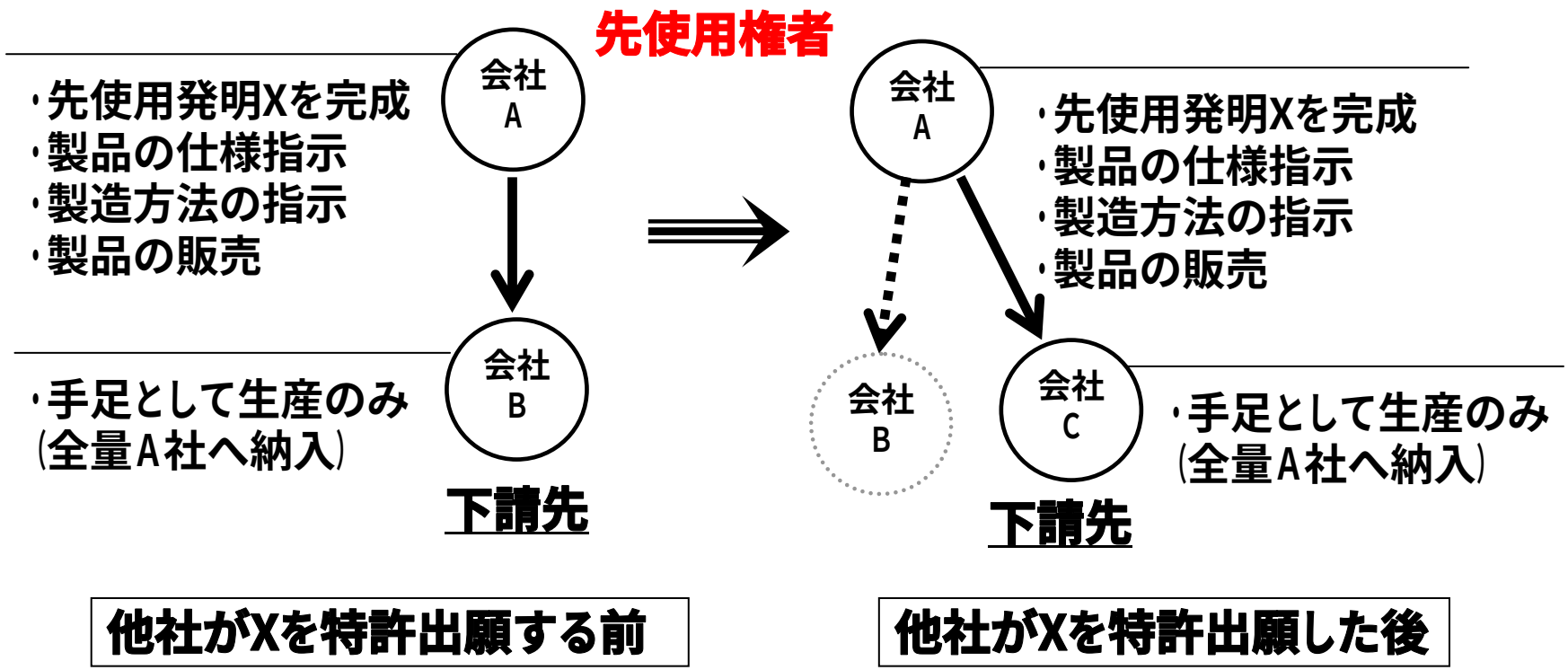

他社がXを特許出願する前

他社がXを特許出願した後

２－１４．先使用権者の生産品を購入し販売できるか？

製造業者Aに製造･販売の先使用権が認められる場合であって、その製造業者から仕入れて販売するときには、先使用権の要件を満たさない仕入販売業者であっても、特許権侵害とはならない

理　由

これが、特許権侵害となると、仕入販売業者が製造業者から製品を購入することが事実上困難となり、ひいては先使用権者たる製造業者の利益保護も不十分となって、公平の見地から先使用権を認めた趣旨が没却されるため。

もっとも、先使用権者である製造業者の上記の利益保護のためには、仕入販売業者による同製品の販売行為が特許権の侵害にならないという効果を与えれば足りるので、仕入販売業者に製造業者と同一の先使用権が認められるわけではない。

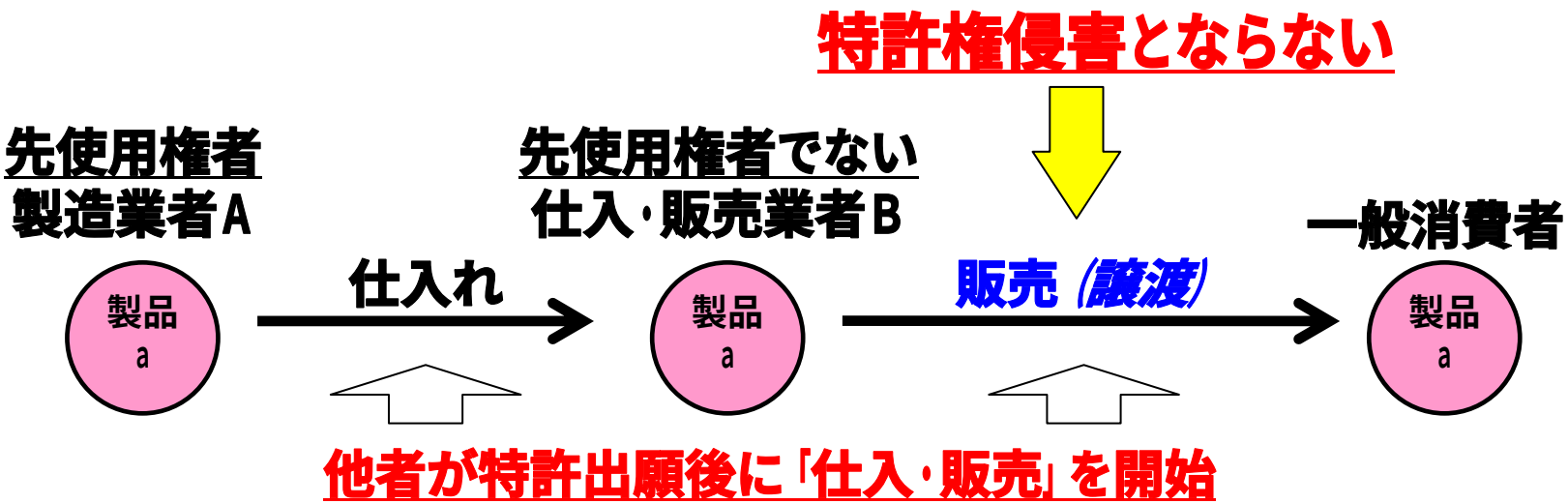

３－１．先使用権の立証のための資料について

先使用権の要件となる事実に関する証拠を、確保可能な時点ごとに収集し保管することが最も確実な手法

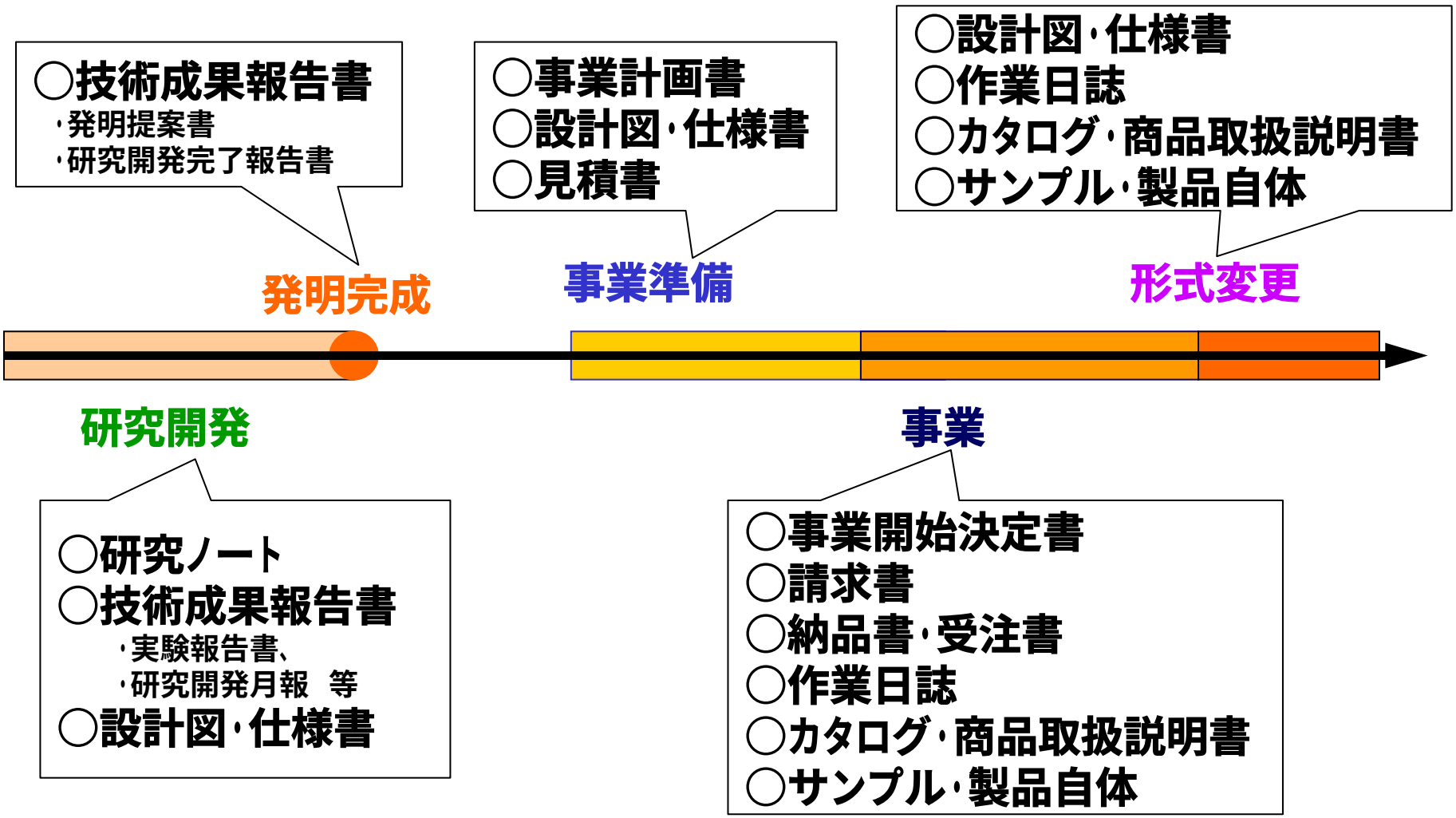

３－２．証拠を確保する契機（タイミング）

１．日常的に作成される資料から証拠を確保する契機

（1）研究開発段階
（2）発明の完成段階
（3）事業化に向けた準備が決定された段階
（4）事業の準備の段階
（5）事業の開始及び事業を継続している段階
（6）実施形態などの変更の段階

２．他社の特許出願や特許権の存在を知った時

３．取引先との取引を行う時

３－３．証拠力を高める手法　～公証制度①～

公証制度は、公証人が、私署証書に確定日付を付与したり、公正証書を作成したりすることで、法律関係や事実の明確化ないし文書の証拠力の確保を図ることで、私人の生活の安定や紛争の予防を図ろうとするものです。

1．確定日付

2．事実実験公正証書

3．契約等の公正証書

4．私署証書の認証

5．宣誓認証

6．電子公証制度

３－４．証拠力を高める手法　～公証制度②～

秘匿したノウハウが少なからず化体している製品等については、その物自体を残すことも有効

小型の物の場合

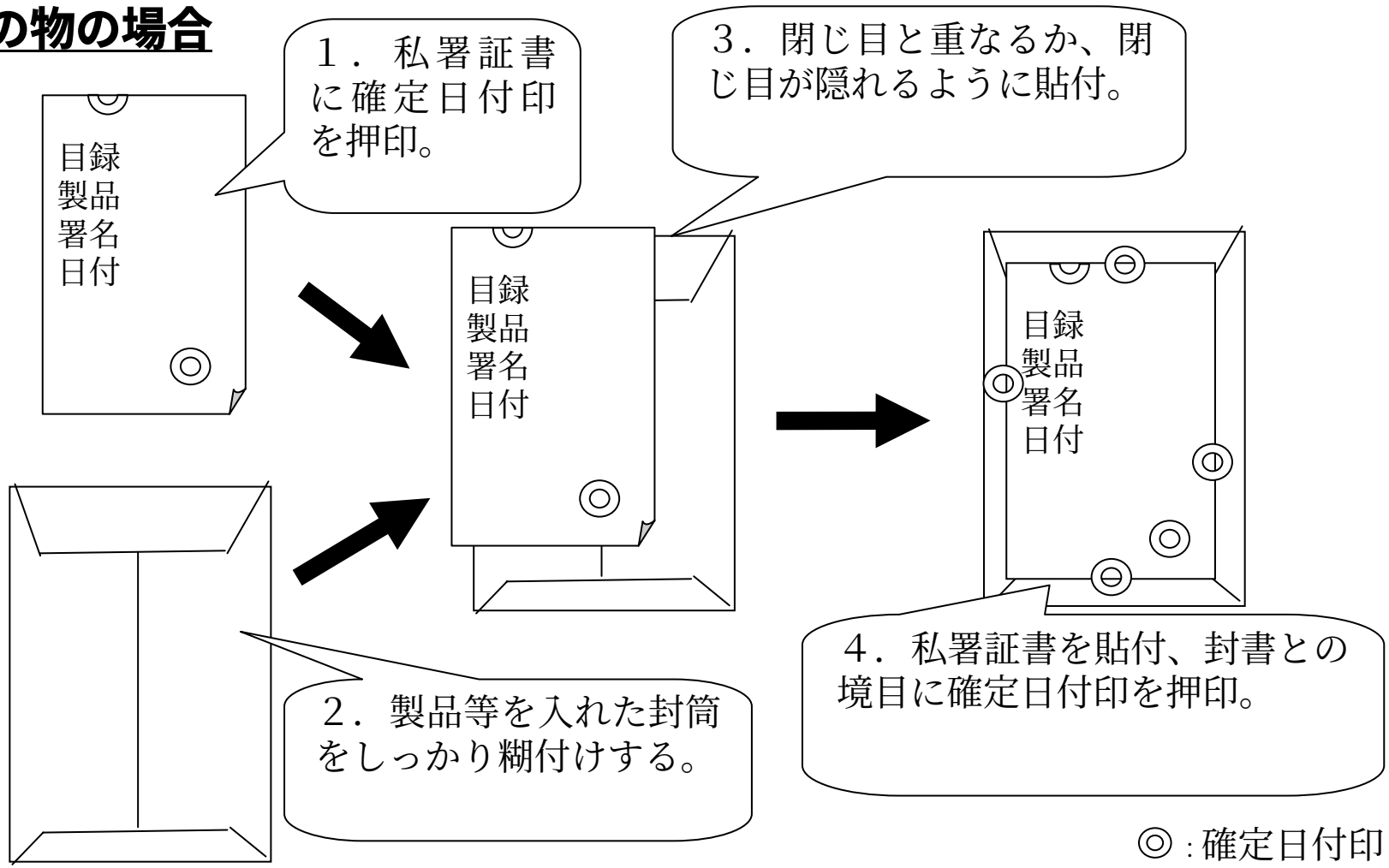

◎：確定日付印

３－５．証拠力を高める手法　～公証制度③～

やや大型の物の場合

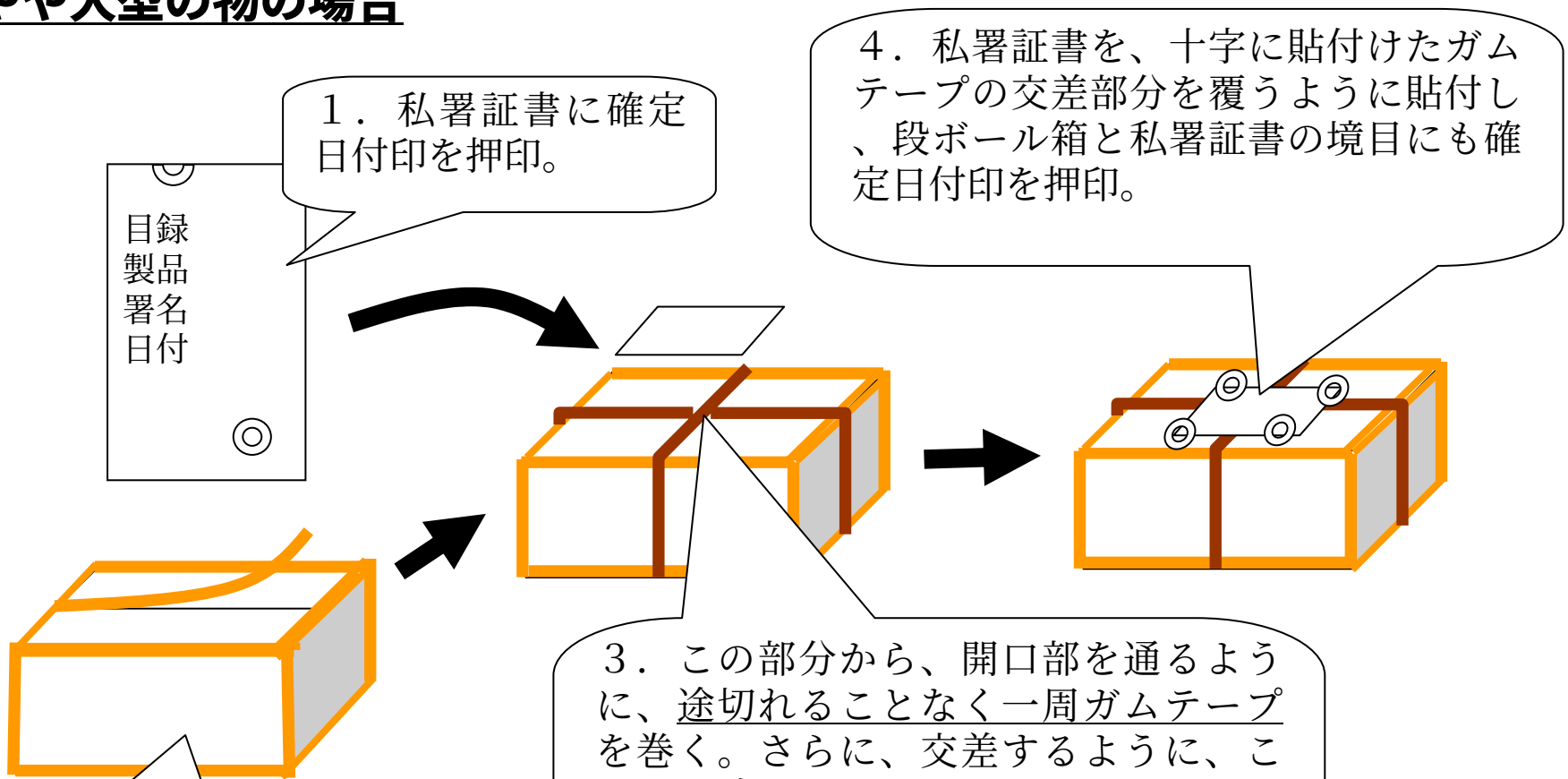

◎：確定日付印

３－６．証拠力を高める手法　～民間タイムスタンプサービス～

○「タイムスタンプ」は、電子データに時刻情報を付与することにより、「いつ」、「どのような」電子情報が存在していたかを証明するための民間のサービスです。
○「電子署名」は、実社会で書面等に行う押印やサインに相当する行為を、電子データに対して電子的に行うサービスです。
○「タイムスタンプ」と「電子署名」の組み合わせで、「いつ」、「誰が」、「どのような」を証明し得る。

■タイムスタンプが付与される仕組み

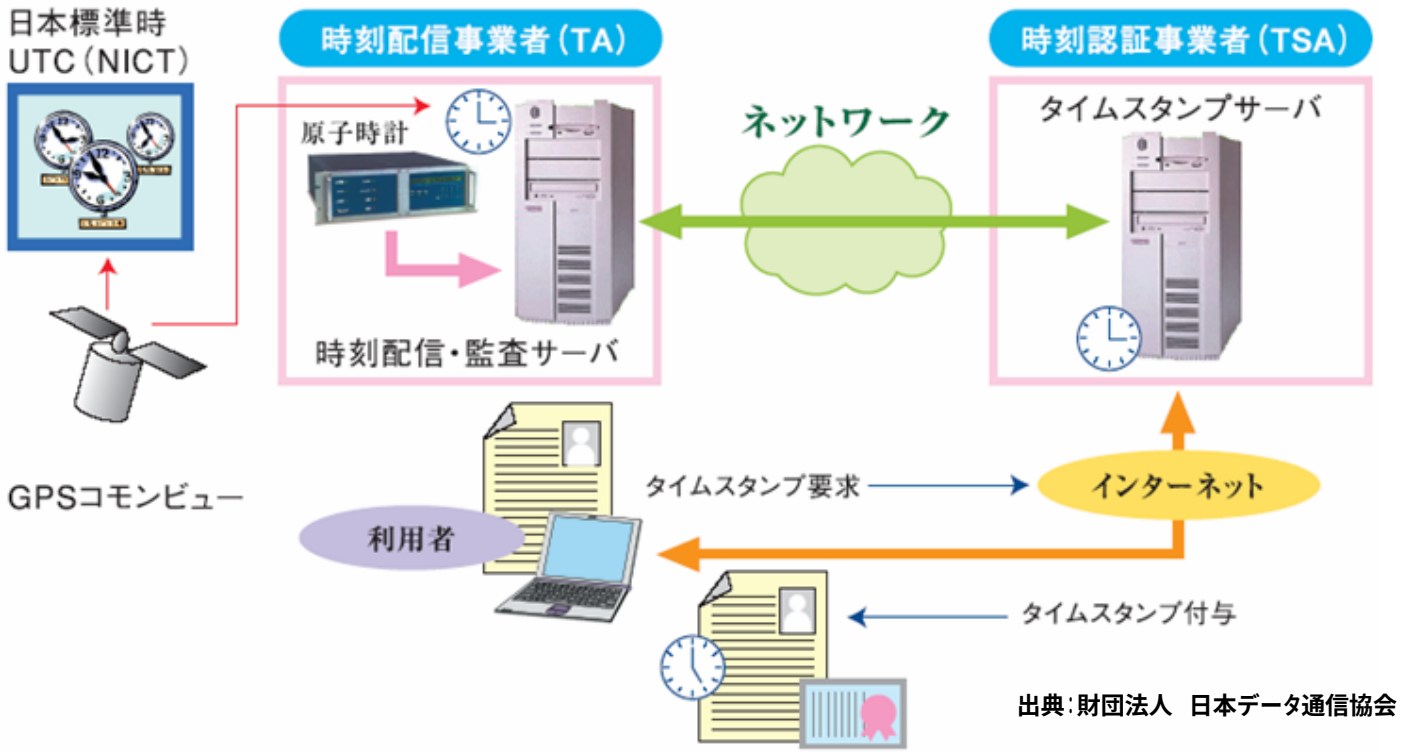

出典：財団法人　日本データ通信協会

３－７．企業の実例①（機械系企業）

企業例1（企業A）

ノウハウ秘匿を選択するポイント

○侵害発見が困難な技術。
○製品から認識できない技術。
○競合他社が到達困難な技術。

資料の確保

事業計画が決定した段階で資料を収集して保管。

資料の保管方法

資料収集･保管のガイドラインを作成。

広めに資料を収集し、紙資料もすべて電子化して2枚のＤＶＤに同一内容のデータを保存して、1枚を封筒に入れて確定日付を取得。

企業例2（企業D）

ノウハウ秘匿を選択するポイント

製造方法や製造装置に関する発明。

なお、発明届出書には、特許出願用とノウハウ秘匿用の2つのフォーマットを用意。

ノウハウ秘匿を選択した場合

製造方法や製造装置の一連の流れをビデオ撮影。ビデオテープを封筒に入れて確定日付を取得。

技術流出の防止

○重要な設計図面などは印刷禁止。
○生産設備の消耗部品は社内で処分。
○海外展開した場合でも、海外事業部との技術情報の交換は制限。

３－８．企業の実例②（電気系企業）

企業例3（企業F）

ノウハウ秘匿を選択するポイント

製法に関する技術。

特許明細書と同様のものを作成

ノウハウ秘匿する場合にも、特許クレーム及び明細書と同様のものを作成することでノウハウの範囲を明確化。

電子文書管理規程

電子文書管理規程を設け、その中で民間タイムスタンプサービスの活用を規定。具体的には、電子化された設計図などに使用。

最新技術は海外に出さない

ノウハウ秘匿した技術に関して、中国等で生産する場合、その生産工場には最新技術を投入しない。

企業例4（企業G）

ノウハウ秘匿を選択するポイント

製造条件に関する技術。

先使用権のための証拠

研究開発月報や製品サンプルを証拠として確保。特許で完全に網羅することは不可能なので、特許取得を選択した技術や製品についても対象としている。

証拠の保管手法

製品サンプルは、その説明書、設計図や技術データなどと共に、2つずつ保管し、1組を封筒に入れて確定日付を取得。

３－９．企業の実例③（化学系企業）

企業例5（企業K）

ノウハウ秘匿を選択するポイント

○化合物の製法やその製造装置。
○他者の侵害発見が困難な技術。

保管資料

発明完成から事業化までを時系列で追えるように証拠を確保。
・研究開発月報
・試製造報告書（サンプル製造記録）

資料の保管方法

○研究所、各工場単位で確定日付を取得。
○基本は、印刷物を袋綴じ製本して確定日付。
○資料が膨大な場合は、CD-Rを利用。

企業例6（企業L）

ノウハウ秘匿を選択するポイント

他社の独自開発が困難な技術。

DVDと公証制度利用

工場のラインの映像や事業開始決定書などをDVDに保存し、これを入れた封筒に確定日付を取得。

事実実験公正証書

最重要のノウハウについては、弁護士や弁理士を立会人として公証人に事実実験公正証書の作成を依頼。

３－１０．企業の実例④（中小系企業）

企業例７（企業Ｅ：機械）

ノウハウ秘匿を選択するポイント

加工方法など、製品から発明内容が漏れないこと。

証拠確保

技術部が作成の作業指示書と、現場が行った試行錯誤の成果を記載した作業履歴書をセットにして公証人役場で確定日付を取得。

工場の主要なところは見せない

顧客に対しても製造ラインの見学を厳しく制限。

企業例８（企業Ｉ：電気）

ノウハウ秘匿を選択するポイント

商品から分析できない技術。

証拠の残し方

発明提案書や商品の写真などを袋綴じにして、確定日付を取得して、知財室の金庫に保管。

海外工場

最も重要な技術を含む部品は、日本の工場で生産し、海外工場で最終製品にする。

４－１．諸外国等における先使用権制度

世界の主要国等においても、いわゆる先使用権制度が存在。
海外で事業を実施する中で、ノウハウとして秘匿する戦略をとる場合には、事業を行う国毎に先使用権の確保を考慮することが必要。

特許庁
『諸外国等における先使用権制度（平成18年度 産業財産権制度問題調査研究報告書）』
URL：http://www.jpo.go.jp/seido/senshiyouken/senshiyouken_list.htm
において、以下の諸外国等の先使用権制度を調査。

- **英国**
- **ドイツ**
- **フランス**
- **中国**
- **韓国**
- **台湾**

４－２．諸外国等における先使用権制度（英国）

英国 [英国特許法第64条]

【要件】

①優先日以前に、②英国国内において、③善意に、④特許の侵害となるべき行為を実行し、またはその行為を実行するために現実かつ相当な準備を行っていること。

【ポイント】

○現実かつ相当な準備：行為を実行する段階に達していることを要する。[判例]（例：事業計画についての会議の議事録に「非常に予備的な段階」と記載があったことにより、現実的かつ相当な準備の段階に達していないと先使用権を否定）

○実施形式の変更：優先日前の行為と実質的に同一な範囲で変更が可能。[判例]（例：優先日前の実施形式と係争中の実施形式との間の変更点は、実質的かつ重大なものである等の理由により先使用権を否定）

４－３．諸外国等における先使用権制度（ドイツ）

ドイツ［ドイツ特許法第12条］

【要件】

①特許出願時に、②ドイツ国内において、③発明を所有し、④この発明の実施（発明の「使用」）又は発明の実施を開始するための真剣な準備（「必要な準備」）により発明の所有が確認されること。

【ポイント】

○必要な準備：発明を近い将来に実施する真剣かつ明確かつ無条件の意図を示すものでなければならない。［判例］（例：侵害品である化学物質に密接に関連する物質については、優先日前に治療上の特性は知っており、発明の占有を認めたが、その後の追加試験は、当該発明の使用を開始するかの最終決定を下すための単なる準備措置に相当するとみなし、先使用権を否定。）

○実施形式の変更：所有する発明に表明されている発明思想の範囲内で認められる。［判例］

○その他：特許権に係る発明者から発明を知得したときでも、先使用の主張が認められる場合があるが、特許権に係る発明者が、発明を開示した際、特許が付与された場合の自己の権利を留保した場合には、その開示の後6カ月以内に先使用者が事業の準備・実施を行っても、先使用権は認められない。

４－４．諸外国等における先使用権制度（フランス）

フランス［知的財産法典第613－7条］

【要件】

①特許の出願の日又は優先権の日に、②フランス領域内で、③善意で、④特許の対象である発明を所有していること。

【ポイント】

○事業実施（準備）の要否：発明を認識し所有しているだけでよく、事業又はその準備を実施している必要はない。

○発明の所有：発明に関する完全かつ正確な知識を有していることが必要。［判例］［学説］（例：ソロー封筒には、発明の結果を得るための手段が極めて簡略に3行書いてあるのみで、また、同封されていた図面も簡略なものであったため、裁判所はこの内容に基づいて、この方法を使うための正確な条件について決定できないとし、先所有を否定）

○実施形式の変更：先所有発明と均等の範囲まで認める。［判例］［学説］

４－５．諸外国等における先使用権制度（中国）

中国 [中国特許法第63条]

【要件】

①特許出願日の前に、②中国国内において、③特許技術と同じ技術を実施又は実施のための準備を行っていること。④実施に当たっては元の範囲内で行われていること。

【ポイント】

○実施のための準備：設計図面と技術文書を既に完成し，専用設備と金型の準備を整え，または試作品の作成等の準備作業が整っていること。[北京市高級人民法院]（例：製品の販売日は特許出願日より遅いが、既にプレス機・溶接機等の必要な準備を整えており、また特許の技術的特徴と同様な試作品を作成していたことにより先使用権を認めた）

○その他：先使用権が認められるのは、特許製品の「製造」及び特許方法の「使用」に限られ、販売、販売申出、又は輸入の行為が含まれていない。[中国国家知的財産権局逐条解説]

４－６．諸外国等における先使用権制度（韓国）

韓国 [韓国特許法第103条]

【要件】

①特許出願時に、②韓国国内において、③特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をした者から知得し、④その発明の実施である事業をし、又はその事業の準備をしていること。

【ポイント】

○事業の準備：少なくともその準備が客観的に認められる程度のものを必要とする。[韓国特許庁逐条解説]（例：出願日以前に洗濯機の試作品の製作、試験、生産、販売がおこなわれていたことにより先使用権を認めた）

○実施形式の変更：実施またはその準備行為を通じて具現化された技術思想を抽出して得られた発明の占有範囲内で肯定される。ただし、特許出願時に実施または準備していた発明及び事業目的の範囲に限定される。[学説]

４－７．諸外国等における先使用権制度（台湾）

台湾［台湾特許法第57条］

【要件】

①特許出願前に、②台湾において、③善意に、④その発明を実施していたか又はその目的のために必要なすべての準備を完了させていたこと。⑤発明の実施は先使用者が行っていた元の事業の範囲に収まるものであること。

【ポイント】

○必要なすべての準備：「必要な準備」は客観的に事実と認められるものでなければならない。例えば「既に相当量の投資を行っている」「既に発明の設計図を完成している」「既に実施発明の必要とする設備や鋳型を製造、購入している」など。［台湾知的財産局］

○実施形式の変更：元の事業の範囲内でのみ可能であるため、例えば苛性ソーダを製造するために当該発明を実施していた場合は、この当該設備を製鉄事業において使用することは認められない。［台湾知的財産局］

○その他：先使用権が認められるのは、特許製品の「製造」及び特許方法の「使用」に限られ、販売、販売申出、又は輸入の行為が含まれていない。［台湾知的財産局］